

高島町新庁舎移転業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 高島町新庁舎移転業務委託に係る事業者の候補者（以下「受注候補者」という。）の選定を公募型プロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、高島町プロポーザル方式による事業者選定実施規程(令和2年9月告示第182号)第7条の規定に基づき、高島町新庁舎移転業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) プロポーザルの審査に関すること。
- (3) 受注候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の職等にある者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 財政課長
- (5) 教育総務課長
- (6) 健康子育て課長
- (7) 総務課課長補佐兼文書法令係長
- (8) 財政課課長補佐兼財産管理係長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 会議は、非公開とする。

（委員の責務）

第7条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接であると間接であるとを問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、町又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

（報告）

第8条 委員長は、第2条に規定する所掌事務について、その結果を町長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、公告の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この要領の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（この要領の失効）

3 この要領は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。